



# 鳥取県公報

平成 21 年 7 月 24 日 (金)  
第 8 1 1 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (478) (経営支援チーム) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (479) (〃) . . . . . 2
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (2 件) (480・481) (会計指導課) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2 件) (482・483) (東部総合事務所県民局) . . . . . 5
	土地改良区の役員の就退任 (484) (西部総合事務所農林局) . . . . . 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (22) (教育総務課) . . . . . 7
◇ 公 告	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 7
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (〃) . . . . . 10
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (集中業務課) . . . . . 12
	落札者の決定 (2 件) (〃) . . . . . 13

# 告 示

## 鳥取県告示第478号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
100満ポルト倉吉本店  
倉吉市河北町162、163、165から168まで及び170から172まで
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 有限会社いとう電器本店 倉吉市上井町二丁目9-5 代表取締役 伊東 和昭  
変更後 株式会社いとう電器本店 倉吉市上井町二丁目9-5 代表取締役 伊東 和昭
- 3 変更年月日  
平成19年8月1日
- 4 届出年月日  
平成21年7月8日
- 5 変更する理由  
設置者及び小売業者が有限会社から株式会社に変更になったため
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成21年7月24日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済通商総室  
倉吉市東巖城町2  
鳥取県中部総合事務所県民局  
倉吉市葵町722  
倉吉市産業部商工観光課
- 9 意見書の提出  
倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第479号

平成21年鳥取県告示第350号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したマルイ両三

柳店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村  
米子市
- 2 意見の概要  
通路として利用している法定外公共物について、  
(1) コンクリート水路の蓋が不安定な状態となっており騒音が発生しているため、補修等を検討すること。  
(2) 舗装の沈下等により段差が発生しているため、補修等を検討すること。  
(3) その他の破損等について確認のうえ補修等を検討すること。
- 3 縦覧に供する期間  
平成21年7月24日から1月間
- 4 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市糺町一丁目160  
鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目1  
米子市経済部商工課

#### 鳥取県告示第480号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務、委任を受けた出納員及び委任期間  
次の表の左欄に掲げる事務を同表の中欄に掲げる出納員にそれぞれ同表の右欄に掲げる期間委任させる。

委任させた事務	委任を受けた出納員	委任期間
認知症介護制度人材育成研修のテキスト代金の収納事務	鳥取県福祉保健部長寿社会課 副主幹 植木 芳美 主事 毛利 徳敬	平成21年7月11日から平成22年3月31日まで
鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第31号及び第55号の2に規定する手数料の収納事務	鳥取県福祉保健部医療指導課 主幹 西田 秋美	平成21年7月11日から同月24日まで
河川法（昭和39年法律第167号）第67条の規定に基づく原因者負担金の収納事務	鳥取県県土整備部河川課 課長 桑田 明仁 課長補佐兼主幹 福田 成生	平成21年7月11日から平成22年3月31日まで

	主事 中嶋 浩一	
久本碎石株式会社役員に対する損害賠償請求事件（平成14年（ワ）第182号）の債権に係る収納事務	鳥取県県土整備部治山砂防課 課長補佐兼主幹 廣岡 靖彦 副主幹 瀬村 正樹 主事 柏木 将吾	〃
(1) 赤碕港の国有財産の使用に係る 既往占用料支払債務確認書に基づく 既往占用料 (2) 鳥取港千代ポートパーク既往使用料の収納事務	鳥取県県土整備部空港港湾課 副主幹 青木 晃 副主幹 杉原 孝治	〃
鳥取県教育職員免許法認定講習会に係る資料代の収納事務	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 副主幹 端本 信昭	平成21年8月1日から同月28日まで
文化財課が発行する刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務	鳥取県教育委員会事務局文化財課 課長補佐兼主幹 植木 敏郎	平成21年7月11日から平成22年3月31日まで

## 2 廃止する告示

次に掲げる告示は、平成 21 年 7 月 10 日限り廃止する。

- (1) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成 21 年鳥取県告示第 243 号）
- (2) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成 21 年鳥取県告示第 290 号）
- (3) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成 21 年鳥取県告示第 291 号）
- (4) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成 21 年鳥取県告示第 394 号）
- (5) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成 21 年鳥取県告示第 397 号）
- (6) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成 21 年鳥取県告示第 419 号）

## 鳥取県告示第481号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委任させた事務、委任を受けた出納員及び委任期間

次の表の左欄に掲げる事務を同表の中欄に掲げる出納員にそれぞれ同表の右欄に掲げる期間委任させる。

委任させた事務	委任を受けた出納員	委任期間
行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務	鳥取県生活環境部循環型社会推進課 課長 亀井 雅議 課長補佐兼主幹 前田 浩七 主事 谷口 正 衛生技師 加賀田 大輔	平成21年7月11日から平成22年3月31日まで
道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定に基づく原因者負担金及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第	鳥取県県土整備部道路企画課 課長補佐兼主幹 谷口 正一 副主幹 山根 伸次	〃

2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務	主事 梶川 和則	
鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）第14条の規定に基づき鳥取港千代ポートパークにおいて同条例第11条の2第3項の規定による知事の命令に従わない者に科した過料の収納事務	鳥取県県土整備部空港港湾課 課長補佐兼主幹 高見 光典 主幹 森田 清澄 副主幹 青木 晃 副主幹 杉原 孝治	〃

## 2 廃止する告示

次に掲げる告示は、平成21年7月10日限り廃止する。

- (1) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第292号）
- (2) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第293号）
- (3) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第294号）

**鳥取県告示第482号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成21年9月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年7月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

## 1 申請のあった年月日

平成21年7月9日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人学生人材バンク

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

中川 玄洋

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町南一丁目246

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、学生に対して、社会参画や地域おこしに関する事業を行い、学生の成長や地域の発展に寄与することを目的とする。その手段として、情報提供や企画運営を行い、学生にとっては経験や人脈が財産となり、地域にとっては新しい視点や行動力、人脈が財産となるよう勤める。

## 6 定款の変更事項

役員及び総会

**鳥取県告示第483号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成21年9月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年7月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成21年7月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人市民の生活権利擁護センターうさぎの耳
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
西山 靖代
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市富安二丁目159
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は地方自治体等と協力し、市民の生活、福祉、権利等さまざまな相談を行うとともに環境保全、まちづくりに関する政策提言を行うことによって、市民の権利の擁護及び市民の利益の増進と生活の安定ならびに社会発展に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
総会

---

**鳥取県告示第484号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年7月24日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	生 田 裕 宣	米子市兼久117
〃	深 田 志 郎	米子市兼久50
〃	齋 木 正 一	米子市石井824
〃	世良田 義 男	米子市石井723
〃	遠 藤 範 美	米子市奥谷811
〃	佐 藤 典 彦	米子市奥谷613-1
〃	田 村 博 定	米子市日原897-4
〃	幡 新 和 久	米子市日原494
監 事	高 田 勉	米子市兼久5
〃	戸 田 弘 道	米子市石井784
〃	遠 藤 安 夫	米子市奥谷548
〃	能 登 溪 肯	米子市日原630

平成21年4月11日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	生 田 裕 宣	米子市兼久117
〃	深 田 志 郎	米子市兼久50

〃	齋 木 正 一	米子市石井824
〃	世良田 義 男	米子市石井723
〃	遠 藤 安 夫	米子市奥谷548
〃	米 川 稔	米子市奥谷951-1
〃	山 本 栄	米子市日原459
〃	戸 田 悟 志	米子市日原488
監 事	高 田 勉	米子市兼久5
〃	戸 田 弘 道	米子市石井784
〃	佐 藤 信 彦	米子市石井318
〃	和 泉 智 美	米子市日原363-2

平成21年4月12日就任 任期 平成25年4月11日まで

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第14号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成21年7月24日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成21年7月28日（火）午前10時00分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成20年度教育行政の点検及び評価について
  - (2) その他

## 公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年7月24日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 講習に係る警備業務の区分
    - ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
    - イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
    - ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
    - エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）
  - (2) 講習の区分
    - ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」とい

う。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

イ 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

## 2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	平成21年10月19日(月)	午前11時から午後5時10分まで
		同月20日(火)から同月26日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)	午前8時30分から午後5時10分まで
		同月27日(火)	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成21年10月19日(月)	午前11時から午後5時10分まで
		同月20日(火)及び同月26日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		同月27日(火)	午前8時30分から午後1時まで
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	平成21年10月20日(火)	午後0時50分から午後5時10分まで
		同月21日(水)から同月26日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)	午前8時30分から午後5時10分まで
		同月27日(火)	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成21年10月20日(火)	午後0時50分から午後5時10分まで
		同月26日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		同月27日(火)	午前8時30分から午後1時まで
4号警備業務	新規取得講習	平成21年10月21日(水)から同月26日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)	午前8時から午後5時10分まで
		同月27日(火)	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成21年10月26日(月)	午前8時から午後5時10分まで
		同月27日(火)	午前8時30分から午後1時まで

## 3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

## 4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名程度
- (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度

## 5 講習事項

- (1) 新規取得講習
  - ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
  - イ 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
  - ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
  - エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
  - オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
- (2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

## 6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

- (1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間



が、最近5年間に通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当する者

#### 7 受講申込書の受付期間

平成21年8月24日（月）から同月28日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員になり次第締め切る。

#### 8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

#### 9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 新規取得講習を受講しようとする者にあつては、次に掲げる書類各1通

ア 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、資格者証等の写し1通及び(1)のアからオまでのいずれかの書面

#### 10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

#### 11 その他

(1) 講習終了後に修了考査を行う。

(2) 受講者は、筆記用具を持参すること。

- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年  
国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成21年7月24日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
雑踏警備業務 1級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成21年11月11日（水）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成21年12月9日（水）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
    - オ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
    - ウ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 雑踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であること。
  - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間  
平成21年8月31日（月）から同年9月4日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地

を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 雑踏誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

---

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年  
国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成21年7月24日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

1 検定に係る警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 2級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成21年11月11日（水）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成21年12月2日（水）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成21年8月31日（月）から同年9月4日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1 調達物品の名称及び数量        | 抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビルリン酸塩製剤75ミリグラム）<br>2,800ケース      |
| 2 契 約 方 式            | 随意契約   |
| 3 契 約 日              | 平成21年5月21日   |
| 4 契約の相手方の名称及び<br>所在地 | 中外製薬株式会社<br>東京都北区浮間五丁目5-1                            |
| 5 契 約 金 額            | 53,978,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                        |
| 6 随意契約による理由          | 特殊な技術に係る物品等の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第10条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称        | 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課                                   |

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

---

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達物品の名称及び数量 空港用高速スノーパー除雪車 1台
  - 2 契約方式 一般競争入札
  - 3 落札日 平成21年5月18日
  - 4 落札者の名称及び所在地 第一実業株式会社  
東京都千代田区二番町11-19
  - 5 落札金額 54,495,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
  - 6 入札公告日 平成21年4月7日
  - 7 落札方式 最低価格落札方式
  - 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達物品の名称及び数量 除雪ドーザ 3台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成21年5月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 中国TCM株式会社  
境港市竹内団地79
- 5 落札金額 41,790,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成21年4月7日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220